

第3節 多様な生物の生息環境の確保

1 絶滅危惧動植物の保全

人間の経済活動の発展に伴い、自然環境には様々な影響が及ぶようになりました。世界中のあちこちで、野生生物種の絶滅が進み、住みかである森や川や海の良い環境が失われつつあります。

1966年、国際自然保護連合が世界における絶滅のおそれのある野生生物種の生息状況を取りまとめました。「レッドデータブック」と呼ばれているものです。

日本でも、1991年に環境省が国内の絶滅のおそれのある野生生物種の生息状況を取りまとめています。

本県では、2001年から2002年にかけて、群馬県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物種の現状を「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物動

物編・植物編（群馬県レッドデータブック）として取りまとめ、公表しました。ここでは動物526種、植物382種が取り上げられています。

さらに、本県ではこの908種の中でも自然生態系保全の観点から緊急性・環境影響等を踏まえ、保護へ向けた取り組みの必要性がある種（動物53種、植物56種の計109種）を選定し、詳細な調査を行い、保護・保全対策を検討する際の基礎資料となる調査報告書を取りまとめました。

そして、具体的な保護対策の一つとして、県が行う工事において希少な野生動植物を保護するため、生息・生育情報を関係部局と共有して対策を講じる制度を設け、保護対策に取り組んでいます。

表2-1-3-1 群馬県レッドデータブックの概要

植物編（平成13年1月発行）				動物編（平成14年2月発行）			
県評価		評価基準	該当種数	県評価		評価基準	該当種数
絶滅	減	県内では、既に絶滅した種類	55	絶滅	減	県内で、既に絶滅した種	19
絶滅危惧	類	県内で、絶滅の危険性が增大している種類	157	絶滅危惧	類	県内で、絶滅の危機に瀕している種	124
絶滅危惧	類	県内では、当面、絶滅のおそれはないが、将来的に絶滅のおそれのある種類	26	絶滅危惧	類	県内で、絶滅の危険が増大している種	107
準絶滅危惧	類	県内では、当面、絶滅のおそれはないが、個体数が著しく減少している種類	11	準絶滅危惧	類	県内で、存続基盤が脆弱な種	134
希少	少	県内では、個体数が少なく、分布の限られている種類	104	注	目	県内で、今後も生息情報や環境の変化に十分注目する必要がある種	137
情報不足	類	県内では、評価するだけの情報が不足している種類	29	地域個体群	群	県内で、地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの	5
計			382	計			526

コラム 生物多様性ってなに？

地球上には科学的に判明されているだけでも175万種、そうでないものも含めれば3,000万種ものたくさんの種類の生物が存在していると言われています。

また、生物が生活している環境も様々で、密林や里山、その中でも標高や気候の違いがあり、この他にも草原・湖沼・海など多種多様な生活環境があります。

多種多様な環境の中で生活を営み、種が存続してゆく過程の中で、そこに暮らす生物たちは多種多様な進化を遂げてきました。同じ種でも寒さや乾燥への耐久力、大きさや形・色などに違いがあるのは、遺伝子に違いがあるためです。

このように、たくさんの種類の生物がお互いに関係し合いながら、多種多様な環境の中で、様々な生態系を保っていることを「生物多様性」と言います。「生物多様性」は、地球の歴史の中でとてつもなく長い時間を経て生命が築いてきた、かけがえのないものなのです。

しかし、近年はかつてない速さで多数の種の生物が絶滅しており、この主な原因は人間の活動の影響によるものと言われています。

このため、国際社会でも生物多様性を維持するための取り組みを求める声が高まり、1992年に生物多様性条約が採択され、現在では約200の国と地域が締結しています。

日本も1993年に締結し、この条約に基づく国家戦略が1995年に策定され、関連施策が進められてきました。2008年には生物多様性基本法が制定され、2010年3月には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。

また、2010年には条約締約国と地域が集まり対応を協議する国際会議「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、180の国と地域から13,000名以上（各国政府関係者・国連関係者・NGOなど）が参加し、主に、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択や、新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）の採択が行われました。

2 鳥獣の生息調査

本県は自然に恵まれており、野生鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物）の生息環境が良好なことから、『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』で国内希少野生動植物種に定められているイヌワシ、クマタカ、オオタカ等や、『文化財保護法』で天然記念物に指定されているカモシカ、ヤマネのような希少な鳥獣、ツキノワグマ、ニホンジカなどに代表される大型獣が生息しています。

一方、これら野生鳥獣の生息域と人間の生活圏が接近していることから、ニホンザルやイノシシ、ツキノワグマが農耕地や人家近くに出現するなどの軋轢も生じています。

また、繁殖力の旺盛なイノシシ、暖冬により死亡率の下がったニホンジカ、市街地のカラス類、湖沼や河川のカワウのように近年急激に生息域が拡大した種がある反面、ツバメなどの夏鳥やガン・カモ類などの冬鳥といった渡り鳥等、生息数の減少が懸念される種があります。

これら鳥獣の生息環境を良好に保ち保護対策を推進するために各種調査を実施しています。

(1) 市町村別鳥類生息密度調査

県内の市町村を流域別に5ブロックに分け、繁殖期における生息密度調査と冬期における分布調査を、計画的に実施しています。

平成22年度は、奥利根川流域の5市町村43メッシュについて実施しました。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況を把握するため、毎年1月中旬に全国で一斉に調査が行われています。

平成22年度、本県では1月9日を中心に調査を実施しました。

(3) ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ生息状況調査

狩猟者に捕獲した場所等をアンケート調査するとともに、有害鳥獣捕獲に係る各種データを収集し、それらを整理することにより、県内の生息分布などを把握することに努めました。

表2-1-3-2 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

年度	調査地数	生息地数	ガン類	カモ類	ハクチョウ類
元	85	58	0種0羽	14種29,077羽	2種40羽
2	85	54	0種0羽	15種19,864羽	2種105羽
3	88	67	0種0羽	16種23,945羽	1種97羽
4	90	70	1種1羽	15種19,945羽	2種64羽
5	84	68	不明種5羽	17種25,516羽	2種83羽
6	83	70	1種6羽	16種26,567羽	2種72羽
7	81	74	1種6羽	15種30,352羽	3種61羽
8	83	68	1種1羽	16種24,775羽	2種81羽
9	83	66	0種0羽	15種22,156羽	3種56羽
10	83	74	不明種3羽	15種23,365羽	3種105羽
11	80	68	1種1羽	14種22,923羽	3種83羽
12	79	64	1種1羽	15種23,078羽	3種80羽
13	79	68	1種40羽	14種17,167羽	2種124羽
14	79	66	1種3羽	14種16,496羽	3種123羽
15	79	64	0種0羽	14種17,731羽	2種70羽
16	79	65	0種0羽	16種18,581羽	2種93羽
17	79	63	1種1羽	16種23,400羽	3種391羽
18	79	62	0種0羽	17種19,716羽	2種118羽
19	76	70	1種1羽	17種19,213羽	2種131羽
20	76	65	0種0羽	14種17,066羽	2種160羽
21	80	73	0種0羽	16種18,532羽	2種245羽
22	77	68	0種0羽	18種18,563羽	2種208羽

コラム 外来生物ってなに？

外来生物とは、人間の活動によって本来の生息地とは異なる地域に人為的に持ち込まれた生物のことをいいます。

人間の移動や物流が活発になったことで、多くの動植物がペットや展示・食用・研究等の目的で世界中で取り引きされています。また、荷物や乗り物等に紛れ込んだり付着して、知らないうちに持ち込まれてしまう場合もあります。

野生生物は、本来その地域特有の自然環境の中で相互に関係し合い、複雑なバランスを保って生存しています。このため、人為的に外来生物が持ち込まれてしまうと、もともとその地域にいた生物が駆逐され地域特有の自然環境のバランスが崩れてしまうほか、人間に直接危害を加えたり、農作物が被害を受けるなど、様々な問題を引き起こすおそれがあります。このため、我が国では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（通称：外来生物法）が平成17年に施行され、問題を引き起こす外来生物を「特定外来生物」として指定（動物86種・植物12種、平成23年7月1日現在）し、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取り扱いを規制して国内への侵入や拡散を防ぐとともに、既に定着してしまったものについては駆除や隔離等の防除を行うこととしています。

平成17年度から19年度にかけて県内で行った調査でも特定外来生物が確認されており、動物ではアライグマやオオクチバスなど19種が、植物ではアレチウリやオオキンケイギクなど8種が確認されました。

近年、アライグマやカミツキガメといった特定外来生物が身近な所で見つかったり、捕獲されることが増えていますが、これらはもともとペットや観賞用として輸入され、人間に飼われていたものが逃げ出したり、飼うことができなくなって捨てられてしまったものが自然界で繁殖し、問題を起こしているケースです。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命や成長したときの大きさ、性格や生態等について十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

< 外来生物被害予防三原則 >

- 1 入れない：悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない：飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない：野外に既にいる外来生物は他地域に拡げない

～ 私たちの身近なところにも、外来生物は拡がっています。～



写真：オオキンケイギク（特定外来生物）

5～7月頃にかけて黄橙色の花が咲く。高さ30～70cmくらいで、根元付近から束状に多数生える。

かつては園芸用・緑化用に多用され、現在も空き地や河川敷など日当たりの良い場所で野生化している。

容易に引き抜ける種なので、種子ができる前に抜き取り、拡散しないよう適切に処分することが有効な駆除対策となる。

3 魚類生息状況調査

本県には平成23年4月現在、19科62種の魚類が生息しています。(表2-1-3-3)

このうち、昔から県内の河川湖沼に自然分布していた在来種が14科32種、県内では自然分布していなかった魚が移植などにより移り住んだ移入種が3科16種、国外から移植され県内で生息している外来種が6科14種となっています。

一方、過去には生息していたが、現在では確認できない魚種が6科11種認められます。そのなかで在来種は3科7種となっています。また、現在、県内で確認できる在来種は、県内に生息する総種類数の半分(52%)であり、生活の場所が限られ、生息数が極端に少なくな

っている魚も認められます。

ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)、ブルーギルについては、在来の魚類に食害を及ぼし、生態系に影響があることから、外来生物法で飼育、保管、運搬、放流が禁止となっています。

さらに、コクチバスについては、群馬県内水面漁場管理委員会が漁業法に基づき、リリース禁止の指示をしています。

無秩序な違法放流を防止するため、県では広報活動等の啓発活動を実施するとともに、県内での生息域拡大を阻止するために、駆除事業を実施しています。

表2-1-3-3 群馬の魚一覧

(平成23年4月現在、蚕糸園芸課調べ)

	現在、県内で確認できる魚	過去に生息していたが現在確認できない魚
在来種	ウナギ科 ウナギ サケ科 イワナ、サクラマス ^{注1} 、ヤマメ ^{注1} (サクラマスの陸封型)、サケ アユ科 アユ コイ科 ウグイ、マルタウグイ、アブラハヤ、モツゴ、カマツカ、ニゴイ、コイ、キンブナ、ギンブナ、ヤリタナゴ ナマズ科 ナマズ ドジョウ科 ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ ギギ科 ギバチ アカザ科 アカザ メダカ科 メダカ ボラ科 ボラ スズキ科 スズキ ハゼ科 ヨシノボリ ^{注2} 、ヌマチチブ、ジュズカケハゼ、ウキゴリ、カワアナゴ カジカ科 カジカ ヤツメウナギ科 スナヤツメ、カワヤツメ 計14科 32種	コイ科 ミヤコタナゴ、ゼニタナゴ、アカヒレタビラ、タナゴ、シナイモツゴ トゲウオ科 ムサシトミヨ サヨリ科 クルメサヨリ 計3科 7種
移入種	キュウリウオ科 ワカサギ サケ科 ヒメマス(ベニザケの陸封型)、アマゴ コイ科 オイカワ ^{注3} 、ハス、ワタカ、ツチフキ、ビワヒガイ、カワヒガイ、タモロコ、ホンモロコ、イトモロコ、スゴモロコ、ゲンゴロウブナ、ムギツク、カワムツ 計3科 16種	コイ科 ゼゼラ 計1科 1種
外来種	サケ科 ニジマス、ギンザケ、ブラウントラウト コイ科 ソウギョ、アオウオ、コクレン、ハクレン、タイリクバラタナゴ タイワンドジョウ科 カムルチー サンフィッシュ科 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル アメウリディ科 アメリカナマズ(タウナギ科 タウナギ ^{注4}) 計6科 14種	サケ科 カワマス カダヤシ科 カダヤシ カワズメ科 ティラピア 計3科 3種
計	総計 19科 62種	総計 6科 11種

(注) 1 サクラマスとヤマメは同種とした。

2 ヨシノボリはトウヨシノボリと考えられるが、分類が複雑であり細かな同定も実施していないため1種として取り扱った。

3 オイカワは在来種との意見もあるが、県内分布域の大部分がアユの放流に伴い移入したと考えられるため、移入種とした。

4 タウナギは外来種か移入種か不確定であるが外来種に区分し、県内での確認例も少ないため()書きとした。

4 魚類の絶滅種、減少種対策

平成14年2月に公表した「群馬県の絶滅のおそれのある野生動物（レッドデータブック）」では、288種の淡水魚類が、絶滅から地域個体群にまで指定されています。

このうち、ワカサギ、シナイモツゴ、ミヤコタナゴ、ゼニタナゴ、クルマサヨリについては、長い間県内で確認できないことから絶滅したと考えられます。

スナヤツメ、カワヤツメ、キンブナ、ヤリタナゴ、タナゴ、アカヒレタビラ、メダカ、ジュズカケハゼは、絶滅の危機に瀕している絶滅危惧 類に指定されています。

ホトケドジョウ、ギバチ、アカザは、絶滅の危機が増大している絶滅危惧 類に指定されています。

なお、絶滅魚種のワカサギは、在来種であり、現在、県内で生息している魚は卵放流による移入種です。また、絶滅危惧 類のアカヒレタビラ、タナゴはその後の調査で確認できず、現在は絶滅したと考えてい

ます。

水産試験場では、これらの絶滅危惧種を始め、県内で減少している魚類を選定し、系統保存を行っています。

ヤリタナゴ、ホトケドジョウについては、保護団体と協力して生息域での保全を図るとともに、ヤリタナゴの産卵母貝でもあるマツカサガイの繁殖方法の研究にも取り組んでいます。

また、メダカ、キンブナ、カマツカなどは繁殖技術の研究により、種苗生産技術が確立しました。

「ぐんまの魚いきいきプラン」では、魚がすみやすい豊かな水辺環境は、人々が暮らしやすい環境であるとの考えのもと、魚のすみやすさを指標に、水辺環境や生き物を大切に、よりよい環境となるための基本的な方針を示しました。

5 自然環境保全調査等

(1) 良好な自然環境を有する地域の学術調査

昭和49年度から群馬県自然環境調査研究会に委託して実施しています。地形・地質、動物、植物の3部門において、本県の自然環境の状況を把握し、

保全施策の策定に役立てることを目的としています。

平成22年度は袈裟丸山自然環境保全地域、榛名山東麓など6地域で実施しました。

6 野生鳥獣の保護管理

(1) 現状

野生鳥獣はその習性から、生息環境等によっては時期的、地域的に農林水産物そのものを食害するなどの行動をとるため、人間社会との間で被害問題が発生しています。

特にイノシシやニホンジカなど大型獣類による被害が多く、イノシシについては、昭和53年には群馬県の一部地域でしか生息していなかったとされたものが、山間地域から平坦地までその生息分布を広げています。また、ニホンザルも県西部や県北部で生息分布を広げています。

このような状況に伴い、イノシシやニホンジカによる農林作物被害は、平成4年ごろから急激に増加し、併せて有害捕獲頭数も増えています。

設等生息環境の改善を行っています。

また、県下に65名の鳥獣保護員を委嘱し、野生鳥獣の生息環境の保全に努めています。

(3) 鳥獣害軽減対策に対する助成

市町村が実施する有害鳥獣の捕獲等の有害鳥獣対策に対し「群馬県有害鳥獣対策事業費補助金」を交付しました。

(4) 野生鳥獣保護管理

著しく増加または減少している鳥獣については、個別に個体数管理を行っています。

ア ニホンジカ適正管理計画

適正管理計画（第3期）を策定し、メスジカ捕獲禁止の解除や猟期の延長を行いました。また、赤城山におけるシカによる植物の食害対策として、捕獲や植物保護対策、調査等を行っています。

イ イノシシ適正管理計画

新たに適正管理計画（第1期）を策定し、農林業被害を減少させるために、著しく増加したイノシ

- シの捕獲を推進しています。
- ウ ツキノワグマ保護管理計画
保護管理計画（第2期）に基づき、ツキノワグマの個体群を維持するとともに、人身被害の防止や農林業被害防止のための対策を講じています。
- エ ニホンザル保護管理計画
保護管理計画（第2期）に基づき、農林業被害の減少及び人とサルとの地域的なすみ分けを目的に捕獲や追い払いを実施するとともに、生息状況を調査しています。
- オ カモシカ適正管理計画

- 適正管理計画（第2期）を策定し、地域個体群の安定的維持と農林業被害を減少させるための個体数調整を実施しています。
- カ アライグマ・ハクビシン対策
外来生物であるアライグマ・ハクビシンは、県内における生息数の増加及び生息域の拡大が確認されており、農林業被害や生活環境被害が問題となっているため、捕獲を推進しています。

コラム “特定外来生物、アライグマについて”

みなさん、アライグマという動物をご存知ですか。アライグマは、アニメのキャラクターとしてテレビで放映されるなど、愛くるしい姿から「かわいい」というイメージが定着していますが、もともと日本には生息しておらず、人になつきにくく、気性の荒い動物です。

本来はアメリカやカナダなどの北米大陸に生息しており、主に1970年代以降にペットとして輸入されたものが、何らかの理由で野生化し、全国で繁殖しています。群馬県においても、この4～5年の間に生息域が拡大し、榛名山南麓・西麓、赤城山南麓、東毛地域や西毛地域で捕獲されるようになりました。

アライグマは、カエルやネズミなどの小動物や果樹や野菜などの植物などを食べる雑食性で、繁殖力が強い動物です。このため、生態系に著しい影響を与え、農作物被害が深刻化しており、さらに人家の屋根裏に住み着いて糞尿をまきちらし人間の生活環境被害を発生させるなど、全国で問題となっています。アライグマは、「外来生物法」により特定外来生物に指定されており、飼育・譲渡・販売は無許可では禁止されており、被害を最小限にするための防除対策を全国で行っています。

7 鳥獣保護思想の普及啓発

野生鳥獣に対する関心が高まるなか、正しい鳥獣保護思想の普及を図るため、次の事業等を実施しました。

(1) 県民探鳥会

平成22年度は、「県民探鳥会」を藤岡市竹沼で開催しました。22名の県民の皆様の参加がありました。

(2) 愛鳥モデル校の育成指導等

野鳥に関する知識を深め、愛鳥思想を育む目的のもと、愛鳥モデル校に指定した7の小学校に、巡回

指導等を行いました。

また、愛鳥週間ポスターの原画募集に159の小・中・高・養護学校から3,556点もの応募がありました。

(3) 傷病鳥獣の救護

けがや病気により保護された野生鳥獣（傷病鳥獣）を傷病鳥獣救護施設（林業試験場内・野鳥病院）及び桐生が岡動物園（桐生市に委託）に収容し、野生復帰を行いました。

表2-1-3-4 傷病鳥獣救護数の推移

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
野鳥病院	247	243	208	199	218	235	310	287	349	339	299	334	372	412	351	338	322	332	266	286	303
桐生が岡動物園	(15) 91	(34) 90	(35) 82	(15) 82	(12) 106	(27) 186	(28) 125	(46) 137	(7) 87	(28) 113	(6) 117	(7) 109	(9) 85	(15) 115	(9) 104	(5) 45	(2) 77	(5) 59	(2) 32	(7) 46	(2) 44
傷害鳥保護ボランティア								57	33	47	39	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-

() 内は獣類で外数です。

8 尾瀬の保全

(1) 現状

尾瀬は、わが国を代表する美しい自然の風景地であり、学術的にも貴重な生態系を有しています。早くから国立公園の特別保護地区及び国の特別天然記念物に指定されており、平成17年11月にラムサール条約湿地にも登録されました。また、平成19年8月には日光国立公園から分離・独立し、全国で29番目の国立公園として新たに尾瀬国立公園が誕生しました。

尾瀬の保護をめぐるのは、戦前・戦後の水力発電計画や昭和40年代の観光道路計画の廃止を経て、その後は利用者の過剰利用による湿原の荒廃等様々な問題が発生してきました。

これまで、関係者により交通規制や排水対策、ごみ持ち帰り、植生復元等環境保全のための各種対策が行われ、また、入山者へのマナー啓発やごみ拾いといった地道な活動が、ボランティアを含め地元関係者などにより取り組まれてきました。

尾瀬への入山者は、平成8年度の647,500人をピークに減少し、平成17年度には317,500人とピーク時のほぼ半数となり、平成18年からやや増加傾向にありましたが、平成21年度に落ち込み、平成22年度は再び増加し、入山者数は327,000人（尾瀬国立公園全体では347,800人）でした。入山者が特定の時期や特定の入山口に集中する傾向は依然として続いており、ミズバショウ（6月上旬頃）、ニッコウキスゲ（7月中旬頃）の各開花時期及び紅葉時期（9月下旬～10月上旬頃）への集中や、鳩待峠入山口への一極集中が見られます。このため、利用の分散化及び適正利用に向けた取り組みを、関係者と連携し、協力しながら行っています。

(2) 尾瀬学校

群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れることができるよう、「尾瀬学校」を実施する小中学校に対して必要経費の補助を行いました。ガイドを伴った少人数のグループによる自然学習により、尾瀬の素晴らしい自然を体験するとともに、尾瀬の自然を守る取り組みを学びます。事業開始から3年目となる平成22年度は143校10,820人が参加しました。

(3) 尾瀬の自然環境調査

各分野の専門家で構成される「群馬県尾瀬保護専門委員会」に委託し、尾瀬の貴重な自然環境の保全対策に役立てるため、昭和41年から調査研究を行っています。毎年、研究成果は「尾瀬の自然保護」と題して公表されています。

(4) 尾瀬子どもサミット

尾瀬を通して、子どもたちの環境問題に対する認識を深め、新しい自然観を育成し、併せて群馬、福島、新潟三県の子どもの交流や触れ合いを図るため、三県共同で平成6年度から実施しています。平成22年度は、尾瀬沼周辺で、各県20名、合計60名の子どもたちが3泊4日にわたり自然観察や意見交換を行いました。

(5) 移動尾瀬自然教室

郷土の自然に親しみ、子どもたちの環境に対する意識啓発を行うため、県内の小中学校に自然解説員等を派遣し、尾瀬の自然や環境保全への取り組みについて学ぶ自然教室を開催しました。平成22年度は16校で実施し、1,184人が参加しました。

(6) 尾瀬保護財団の支援

尾瀬保護財団は、設立（平成7年8月3日）以来、利用者への自然解説、植生復元、尾瀬地域の公的施設の管理、自然環境の調査研究等を行っています。

また、尾瀬に関する関係者の話し合いの場として、毎年「尾瀬サミット」を開催しています。平成22年度は「みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむ」をテーマに山ノ鼻地区にある尾瀬ロッジで開催されました。

(7) ビジターセンターの管理運営

山ノ鼻地区にビジターセンターを設置し、入山者に尾瀬の自然や保護活動に関する情報を提供しています。管理運営を尾瀬保護財団に委託し、自然解説業務、登山者の利用安全指導、木道の点検補修や公衆トイレの清掃管理等を実施しています。

ビジターセンター開所期間

平成22年5月9日～10月28日（173日間）

入館者数：136,560人

コラム 「尾瀬と環境学習」

尾瀬は優れた景観と貴重な生態系が保たれた地域で、尾瀬ヶ原や尾瀬沼には日本を代表する自然を求めて毎年多くの登山者が訪れます。一方で、ごみ持ち帰り運動や荒廃した湿原の植生復元など自然を守る取り組みが積み重ねられてきた自然保護の原点ともいえる場所でもあります。このようなことから、県では尾瀬を、環境学習の場としてさまざまな教育活動に利用できるような体制を整えています。

「尾瀬学校」は県内の小中学校が尾瀬で行う環境学習に対し、ガイド料金やバス代等の必要経費を補助するものです。群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った質の高い自然体験を通して、自然を守る大切さとともに、ふるさとを愛する心を育んでもらいたいとの願いを込めています。

また、尾瀬の自然とその保護に対する理解を深めてもらうため、現地の尾瀬山の鼻ビジターセンターでの「環境学習ミニツアー」、県内の希望する学校や団体向けに自然解説員を派遣する「移動尾瀬自然教室」等の実施、尾瀬を素材とした環境学習プログラムや「尾瀬ミニブック」等学習資料の作成を行っています。